

議事日程(第4号)

令和6年6月18日 午前9時00分開議

- 日程第1 竹永茂美議員に対する懲罰動議について
- 日程第2 議案第29号 令和6年度うきは市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第33号 うきは市つづら棚田交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2025年度政府予算にかかる意見書採択の要請について
- 日程第5 陳情第4号 要望書(浮羽中学校の評定基準の調査に関する要望)
- 日程第6 陳情第5号 陳情書(予算を確保し在籍していた全学年に対し第三者委員会による公平性・公正性が担保された調査を改めて求める)
- 日程第7 追加議案上程(議案第34号から議案第35号2件、意見第2号1件、決議第2号1件)
- 日程第8 市長の提案理由説明
- 日程第9 議案第34号 令和6年度うきは市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第35号 監査委員の選任について
- 日程第11 意見第2号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)の提出について
- 日程第12 決議第2号 竹永茂美議員に対する問責決議について
- 日程第13 諸報告
- 日程第14 閉会中の調査の申出について
- (総務産業常任委員会)
- (1) 農業政策の課題に関する調査
 - (2) 脱炭素地域づくりに関する調査
 - (3) 所管事務調査
- (厚生文教常任委員会)
- (1) 今後の小中学校の在り方に関する調査
 - (2) 所管事務調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 竹永茂美議員に対する懲罰動議について
- 日程第2 議案第29号 令和6年度うきは市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第33号 うきは市つづら棚田交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2025年度政府予算にかかる意見書採択の要請について
- 日程第5 陳情第4号 要望書（浮羽中学校の評定基準の調査に関する要望）
- 日程第6 陳情第5号 陳情書（予算を確保し在籍していた全学年に対し第三者委員会による公平性・公正性が担保された調査を改めて求める）
- 日程第7 追加議案上程（議案第34号から議案第35号2件、意見第2号1件、決議第2号1件）
- 日程第8 市長の提案理由説明
- 日程第9 議案第34号 令和6年度うきは市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第35号 監査委員の選任について
- 日程第11 意見第2号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について
- 日程第12 決議第2号 竹永茂美議員に対する問責決議について
- 日程第13 諸報告
- 日程第14 閉会中の調査の申出について
（総務産業常任委員会）
（1）農業政策の課題に関する調査
（2）脱炭素地域づくりに関する調査
（3）所管事務調査
（厚生文教常任委員会）
（1）今後の小中学校の在り方に関する調査
（2）所管事務調査

出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 榎藤 英樹君 | 2番 高木亜希子君 |
| 3番 高松 幸茂君 | 4番 樋口 隆三君 |

5番 組坂 公明君
7番 野鶴 修君
9番 岩淵 和明君
11番 佐藤 湛陽君
13番 熊懷 和明君

6番 佐藤 裕宣君
8番 竹永 茂美君
10番 中野 義信君
12番 伊藤 善康君
14番 江藤 芳光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君 記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	吉松 浩君
総務課長	石井 太君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	雨郡 智也君	都市計画準備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	岡村 順子君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君		

午前9時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めまして、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。本日は最終日になります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、冒頭、8番、竹永茂美議員より発言取消しの申出がっております。これを許可します。8番、竹永茂美議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） おはようございます。8番、竹永です。

先日の一般質問の発言の取消しについて、おわびを申し上げ、発言取消しを許可していただきたいと思っております。

一般質問が終わりました後、自宅に帰りまして、10回ほど私の一般質問、特に最後の時間が4分になりました以降を見直しまして、誰一人取り残さないということで取り組んできましたので、そのことに反するというので、以下の部分の発言の取消しをお願いいたします。

まず、58分44秒ぐらいのところ、最後、時間が4分になりましたけど、先ほども質問したことについて、市長のほうから答弁がありましたので、再度質問いたします。それ以降、1月12日、議長室でから、これはハラスメント防止というまでの発言の取消しが1か所。

2か所目が、その後、議長から指名を受けて、だから、ハラスメントの防止の取組についてという発言を行いまして、その続きである、できてますかということ具体的から、市長が答弁されていますので、までの取消しをお願いいたします。

それから、3番目が、その後、3回目に言います。1月12日議長室でから、誰一人止めなかったんです。までの発言について取消しをしたいと思いますので、お取り計らい方よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 発言の内容が十分理解ができてるかどうかわかりませんので、タブレットのほうにその文面を、ちょっと確認してください。出るかどうか。それをちょっと見ていただいて、次に進めさせていただきたいと思います。

分かるまで議事を止めます。よろしいですか。

暫時休憩します。

午前9時04分休憩

午前9時12分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開いたします。

お配りし、また、タブレットにも、この件については御覧いただいたと思っておりますので、進めてよろしゅうございますか。

それでは、進めさせていただきます。

それでは、お諮りいたします。竹永議員の申出のとおり、発言取消しを許可することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、竹永議員の発言取消しを許可することに決しました。

日程第1. 竹永茂美議員に対する懲罰動議について

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第1、竹永茂美議員に対する懲罰動議についてを議題といたします。

地方自治法117条の規定により、竹永茂美議員の退席を求めます。竹永議員、退席願います。

それでは、本件につきましては、懲罰特別委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、懲罰特別委員長の報告を求めます。6番、佐藤懲罰特別委員長。

○懲罰特別委員長（佐藤 裕宣君） 地方自治法第133条に基づき懲罰動議が提案されたことにより設置されました懲罰特別委員会に、議会会期中の審査として付託を受けておりました「竹永茂美議員に対する懲罰の件」について、審査の経過と結果について報告をいたします。6月12日、権藤英樹議員の出席を求め、動議提案理由の説明を受けるとともに、竹永茂美議員からの弁明があり、双方を参考に慎重審査をいたしました。

提案理由の主な内容。

個人的な意見は控えるなどの市議会会議規則第57条（発言内容の制限）に違反する発言があったと捉えている。

第63条1項に、市の一般事務について一般質問を行うようにというような内容があるが、市の一般事務には適さないような発言があったと捉えている。

第97条の品位の尊重という点に関して、議長の再三の注意にも従わない発言は著しく議員としての品位または倫理性を損なうものである。

市議会会議規則第57条、63条、97条に抵触していると考えます。

弁明の主な内容。

ごみ問題の通告外発言で注意を受けたことは覚えているが、無理やり進めた意識はない。ただ失言があったのだらうと反省している。

個人的なことの発言があったので、おわびとともに最終日に訂正させていただきたい。

品位を損なうという点においては、私からは言えないので、あとは法律や条例に基づいて適切な判断をお願いしたい。

審査の内容と結果。

局長から、地方自治法第135条の規定により、懲罰の種類は、戒告・陳謝・出席停止・除名の4種類との説明があり、その後、審査を行いました。

委員からの意見としては、一般質問のあの公の場で個人的なことを議題にすること自体がどういふことなのか、そこが分かっていない、懲罰には賛成。

恐らく本人は根底では悪いと思ってらっしゃらない。そこが1番問題である。今回、陳謝文を朗読したところで、ただ読み上げるだけになるのではないか。

いきなり出席停止・除名ではなく積み重ね。ただ一方的にこちらから戒告しても、本人がそれを受け入れるかどうか、公開の議場における陳謝がよいのではないか。などがあり、懲罰を科すことについては、全員が賛成しましたが、種類については戒告と陳謝の2種類に意見が分かれたので、採決によって決することとし、採決の結果、賛成多数により、「公開の場における戒告」の懲罰を科すべきものと決しました。

なお、戒告文案については、正副委員長に一任されましたので、案を作成しましたことも併せて御報告申し上げます。

以上、懲罰委員会の報告といたします。

○議長（江藤 芳光君） 委員長の報告が終わりました。この報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで、懲罰特別委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。御苦労さまでした。

ただいま除斥されております竹永茂美議員から、地方自治法第117条ただし書の規定により、会議で発言したいとの申出がっております。

お諮りします。竹永茂美議員の入場並びに発言を許可することにしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、竹永茂美議員の入場並びに発言を許可することに決しました。

ここで、竹永茂美議員の入場を許可します。

それでは、入場されましたので、竹永茂美議員の発言を許可します。8番、竹永茂美議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 先ほど懲罰特別委員会の審査報告をお聞きしました。そこにありますように、今回、私の発言が、繰り返しになりますが、誰一人取り残さない市民のためにということに反していましたので、それを受け入れたいと思っております。大変御迷惑をおかけいた

しました。

○議長（江藤 芳光君） ここで、続けて、地方自治法第117条の規定により、再度、竹永茂美議員の退席を求めます。お願いします。

これより、本件に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

本件は、起立により採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、竹永茂美議員に戒告の懲罰を科すこととあります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） 賛成多数です。したがって、竹永茂美議員に戒告の懲罰を科すことが可決されました。

ここで、竹永茂美議員の入場を許可いたします。

それでは、ただいまの議決に基づき、これより竹永茂美議員に対しての懲罰の宣告を行います。

それでは、竹永茂美議員に戒告の懲罰を科します。これより戒告文を朗読いたします。議長席の前で起立することを命じます。竹永議員。

戒告。

竹永茂美議員。

あなたは、6月10日の一般質問において、ハラスメント防止の件に関する発言中、議長の注意等があったにもかかわらず、通告外の質問や個人を中傷するような発言など一般質問のルールを無視した発言を行った。この会議規則を守れない姿勢は、健全な議会運営上、看過できるものではなく、議員の職分に鑑み、誠に遺憾であります。

よって地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

令和6年6月18日。うきは市議会。

以上です。

この件については、以上で終わります。

日程第2. 議案第29号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第2、議案第29号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、報告いたします。ただいま議題となりました、議案第29号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第1号）につきましては、当委員会の所管に関する部分について審査を付託されておりましたので、結果について報告いたします。

審査には、市長公室長や所管課の課長・係長に出席を求め、説明を求めました。

歳出2款1項14目地域コミュニティ推進費318万3,000円については、本会議でも説明されたとおり、各市内のコミュニティ助成事業として、今年度は千年校区管内公民館への備品購入費になります。対象校区は順番としており、地元説明を行い、13の公民館から要望を受け、3月28日に決定し、例年6月議会に諮っているものであります。

委員からは、上限が250万円で、どこも欲しいだろうと思うと、地域間格差が出てくるがどのように考えるか、意見がありました。自治協議会に話をして、行政区間での多少の差はあるが、協議した結果で進めている。足りないと言われたことはないが、今後声が上がっていけば検討したいという回答がありました。

次に、12款1項1目2目公債費の補正については、平成25年度起債の臨時財政対策債について、20年償還計画について10年目に見直しを行い、利率が下がることから利子が減少し、年間18万円程度低減できるとの報告でありました。

また、全般の歳入について、企画財政課より、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で1,743万円が令和5年分の支援金として交付された点など説明を受けております。

令和5年度の物価高騰支援給付金事業への歳出として一般財源に充当されたものと確認いたしました。

以上、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 委員長報告が終わりました。

これに対する質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質問なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質問を終わります。

自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木 亜希子君） ただいま議題となりました、議案第29号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第1号）につきましては、当委員会に一部付託されておりましたので、審査の経過について御報告いたします。

当委員会は、6月11日に委員会を開催し、関係部署の福祉事務所長、保健課長・各課係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。慎重審査いたしました結果、議案第29号は原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ここに御報告申し上げます。

まず、3款1項3目老人福祉費のシルバー人材センター運営費補助金について、詳細説明を求めました。こちらは、令和5年5月に公布された「フリーランス法」が本年11月から施行されることを踏まえ、シルバー人材センターが「デジタル機能強化」のための職員を新たに1名配置するためのものです。シルバー人材センターを通じ、会員の皆様が就業機会の提供を受ける従来の契約方法では、発注者と会員の間に関係が生じる構造となっております。このため、フリーランスに位置づけられる会員が「法による保護」を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、既に厚生労働省からも契約方法について見直しを行うよう方針が示されておりました。

委員からは、現在登録されている方へ条件提示がされているのか、当該予算100万円は金額的には少ないが雇用期間の想定はどのくらいなのかといった質疑がありました。それに対して、「発注者向け・会員向けの資料を配布すること」、また、「市から当該予算で100万円、国からシルバー人材センターへ直接の100万円、それに加えてシルバー人材センター60万円の自主財源を充てる予定となっていること」、「合計260万円でお一人を1年間、シルバー人材センターとして雇用することを想定している」との説明を受けました。

次に、3款1項12目の臨時給付金事業費5,237万7,000円の増額につきましては、物価高騰支援給付金の「住民税均等割・非課税世帯分」が300世帯、「住民税均等割のみ課税世帯分」が200世帯で見込んでいるとの説明を受け、予算との整合性について、改めて説明を求めたところ、10節の印刷製本費と11節は案分しているが、そのほかの節はそれぞれ2分の1ずつで見込んでおり、それらの合計が説明した金額となるとの回答を得ました。

なお、プッシュ型以外の世帯には申請書を送付し、返送を確認次第振込予定であること、「発送時期は7月末、申請受付期限を10月末とすること」について説明を受けました。

次に、3款2項1目児童福祉総務費ですが、こちらも「物価高騰支援給付金」の子供加算分となります。18歳以下の児童1人当たり5万円の子供加算分を支給するものです。申請手続については、3款1項12目同様であるということを確認いたしました。

最後に、4款1項2目予防費です。新型コロナウイルスが感染症法上のいわゆる2類相当から5類に移行され、ワクチン接種に自己負担が発生するようになりました。こちらの予防接種委託料は、今年度も、昨年度の接種費用同額程度の自己負担で接種が行えるようにするためのものです。

なお、助成金のスキームについては、改めて資料による説明を受けました。

委員からは、ワクチンの廃棄や購入した備品について、そして、ワクチン接種自己負担分の金額決定に関する質疑がありました。「ワクチンは期限を過ぎたら処分するよう通知がきており、ルールにのっとり廃棄処分を行っていること」、また、「備品については国から譲渡を行ってよいとの通知がきているため、庁内で活用の希望がないものについては、医師会や介護事業所・社協など関連団体へ譲渡をしており、廃棄処分は行っていない」ということ、金額については「久留米市と医師会の管轄が重複しており、同等程度と考えている。10月接種開始であれば9月頃の契約であり、8月中にはその金額を決定しないといけないと思っている」との回答がありました。

以上が主な報告です。慎重審査の結果、全会一致で可決するものと決しましたので、ここに御報告いたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。御苦労さまでした。

これより議案第29号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第3. 議案第33号

○議長（江藤 芳光君） 日程第3、議案第33号うきは市つづら棚田交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務産業常任委員会に付託をしておりました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） ただいま議題となりました、議案第33号うきは市つづら棚田交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、当委員会に付託されておりましたので、審査の経過と結果について報告いたします。

今回の改正内容は、物価高騰による令和5年度の赤字幅が9万6,000円程度発生し、使用料の見直しを行うもので、宿泊・食事提供者の利用状況を勘案して改正されます。

委員からは、採算を確保する意味で、数年先を見越してもっと上げるほうがよいのではないかと、また、賃金・担い手・雇用など、よその動きを参考に魅力ある施設管理を行うべきではないかなど、管理運営に対する意見が出されております。

所管課からは、指定管理者と協議したが、数年先を見越し、今回の改正案で頑張れるとの意見を踏まえたものであること、また、様々なサービス、魅力ある施設管理をしていくことについては、逐一協議していく必要があるとの認識が示されました。

今回の改正について反対する意見はなく、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第33号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第4. 請願第1号

日程第5. 陳情第4号

日程第6. 陳情第5号

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の

1 復元を図るための、2025年度政府予算にかかる意見書採択の要請についてから、日程第6、陳情第5号陳情書（予算を確保し在籍していた全学年に対し第三者委員会による公平性・公正性が担保された調査を改めて求める）は厚生文教常任委員会に付託をしておりました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木 亜希子君） ただいま議題となりました、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2025年度政府予算にかかる意見書採択の要請についてと、陳情第4号浮羽中学校の評定基準の調査に関する要望書と、陳情第5号予算を確保し在籍していた全学年に対し第三者委員会による公平性・公正性が担保された調査を改めて求める陳情書については、当委員会に付託されておりましたので、審査の経過と結果について簡潔に御報告をいたします。

当委員会は、6月の12日に委員会を開催し、審査にはそれぞれ請願者、陳情者に出席を求め、詳しく説明を受け、慎重審査の結果、いずれも全会一致で採択するものと決しました。

以下、審査の概要について御報告を申し上げます。

まず、請願第1号につきまして、趣旨について、請願者の説明を受け、その後、質疑を行いました。質疑では、委員から職員が不足しているという実態について質問がありました。

請願者からは、「現在、うきは市はぎりぎりの状態であり、年度途中でいなくなった職員の方を補充できない状況である。年度の初めから足りていない自治体もあり、担任だけは空けないようにして生徒や家庭への影響はないようにはしているが、教職員一人一人の負担が増加している」と説明を受けました。また、「以前であれば、教職員が不足している状況の際、来てもらえる方を一斉に当たって探していたが、ここ数年はそれすら諦めるような状況である。誰かがお休みに入る場合、残るメンバーでどうにかするしかないという考え方になっている。お金をたくさん出せば来てもらえる人もいないかもしれないが、若い方に広がっている先生は大変だというイメージを根本的に変えていくためにも、予算の問題はとても大事だと思う」という厳しい現状認識についての説明も受けました。

請願第1号については、審査の結果、全会一致で採択と決しました。

次に、陳情第4号については、期限となった日付が過去に遡るため、それ以外の部分を審査することを御了承の上、陳情第4号及び陳情第5号について、陳情者から一括して説明を受け、その後、教育長、学校教育課長へ出席を求め、詳細説明を求めました。

まず、陳情者に対しては、「評価基準や記録の管理状況の把握、評定の正当性・妥当性の検証、学校教育課及び教育委員会の組織としての在り方について、レイマンコントロールの部分がどうであったのかを調査・検証するための第三者委員会の設置を求めたい」ということが陳情趣旨で

よいのかの確認をしたところ、「そうである。第三者委員会の設置を求めたい。市が壁になってしまっており、問題が矮小化されて伝達されていたり、そもそも伝えられていなかったり、そういったことが起きていないのかという調査を求めたい。市議会の動画配信を見ても、教育長が用意された文章を機械的に読むなど、内容を把握していないのではないかと見受けられる印象を持っている。保護者が学校教育課職員に伝えたことも、うまく伝わらない。情報コントロールされているのではないかという印象も受けている。調査が必要かと思う」との回答でした。

教育長、学校教育課長との質疑では、当事者それぞれが弁護士に委任し、協議案件となっていることにより回答できないという部分もありましたが、第三者委員会設置に対しての考え方について確認をいたしました。

「第三者委員会は、原因がよく分からない場合に設置するもので、今回の誤評定は、原因が入力ミスとはっきりしており、実態把握の上、そこを正して、再発防止に努めるということで指導し、信頼回復に努めている状況で、第三者委員会の設置は考えてこなかった」という回答でした。

また、「評定の在り方について、現在の指針に基づく各教諭の正しい理解が不足していたことよって今回の誤評定を招いたという考え方はないか」との質問に対しては、「前回の指導要領改訂の際には、全教諭が研修を受け、理解するためのことはやっていたが、実際の実務となると、個々が行っているため、今回の誤評定の原因となった手入力ミスがあり、また、管理職などのチェック体制不足があったのではないかと思う」との回答がありました。

審査に当たっては、委員より、「陳情者は絶対評価が適正に行われていないという不信感を抱いている。第三者委員会を設置して、きちんと調査し、事実を明らかにしてもらったほうが不信感の払拭にもなるのではないかと感じる。」

「陳情者より、校長がチェックをしていなかった、理解をしていなかったという話があった。吉井中学校も同様の方法で評価を行っていたと話が及んでおり、チェック体制が不足していたという結論だけではなく、学校全体がどういう実態なのかを第三者委員会に調査してもらい、明らかにしてもらったほうがよいのではないか。」「このままではうきは市の教育行政のイメージダウンにつながるのではないかという懸念もあると思う。そうであれば、第三者の機関により調査をしてもらい、疑念を払拭することが必要なのではないかと思う」という意見がありました。

また、「弁護士間協議のことは分からないことであり、純粋にほとんどの委員が最初に思った第三者委員会の採択がいいのではないかと思う。」「採択することにより、議会が市に対して第三者委員会の設置を要求するものであるから、設置するかどうかは市が決めることである。」

「弁護士同士の協議内容は、第三者委員会の設置のみではないかもしれず、かなりの項目があるかもしれない。したがって、内容が分からない弁護士協議の内容は考えず、この陳情の内容のみで考えたほうがよいと思う」という意見も出されました。

これらの意見を踏まえ、慎重に審査をした結果、ただの入力ミスにとどまらず、1、評価基準や記録の管理状況の把握、2、評定の正当性・妥当性の検証、3、学校現場のみならず、学校教育課及び教育委員会の組織としての在り方、加えて、レイマンコントロールが機能していたのかの検証を理由とした「第三者委員会の設置」ということで、陳情第4号、陳情第5号につきましては、全会一致で採択と決しました。

以上が主な御報告になります。慎重審査の結果、いずれも全会一致で採択するものと決しましたので、ここに御報告をいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。1号、4号、5号、一括でございしますが、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより請願第1号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第4号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

最後に、陳情第5号につきまして討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採択します。本件に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

日程第7. 追加議案の上程

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第7、追加議案の上程を行います。議案第34号から議案第35号の2件、意見第2号1件、決議第2号1件、以上、上程いたします。

日程第8. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。本日、追加提案をいたします議案は、予算案件1件、人事案件1件でございます。

議案第34号は、令和6年度うきは市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,390万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ166億1,177万3,000円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金1億7,390万3,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、民生費では、社会福祉費1億7,390万3,000円の増額補正を計上しております。

物価高騰対策として、国等が行う定額減税につきまして、税額が定額減税額に満たないことから、定額減税し切れないと見込まれる方に対し、調整給付金を支給するものでございます。

議案第35号は、監査委員の選任についてであります。

監査委員のうち、議員選出の監査委員が、令和6年6月7日付で退任をされましたので、地方自治法第196条第1項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加提案をしております議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、議題とされました際に改めて御説明をいたします。いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

日程第9. 議案第34号

○議長（江藤 芳光君） 日程第9、議案第34号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。大石税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） おはようございます。税務課の大石でございます。

補正予算書10ページをお開きください。

3款1項12目臨時給付金事業について御説明いたします。

これは先ほど市長も申し上げましたように、全国的な国などが行う定額減税について、定額減税がし切れない、つまり定額減税の可能分より税額が少ない方に関しては……

○議長（江藤 芳光君） 先に議案の朗読をしてください。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 失礼いたしました。企画財政課の高瀬でございます。

それでは、議案書の朗読をさせていただきます。

議案第34号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度うきは市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,390万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ166億1,177万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月18日提出。うきは市長、高木典雄。

議案の朗読は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） それでは、失礼しました。補正予算の内容を再度、税務課長に求めます。税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 失礼いたしました。改めて10ページをお開きください。事業の内容、予算を説明いたします。

3款1項12目臨時給付金事業費、内容につきましては、先ほど市長が申し上げました、国などが行う、今年行う定額減税、それについて、減税可能額より税額が低い方、未満の方に対して、引き切れなかった分を給付する、調整給付と申しますが、その調整給付金を給付するための事業費に関する予算になります。

まず、1節報酬90万円。こちらはこの事業のためにお雇いする会計年度任用職員の報酬で、2名の3か月分を予定しております。

3節職員手当等、これは50万円。これは私ども職員の時間外勤務手当を推計して、上程しております。

4節共済費及び8節旅費、これに関しましては、会計年度任用職員の社会保険料及び費用弁償となっております。

10節需用費、消耗品費で20万円。こちらは紙代や文具になります。印刷製本費27万5,000円。こちらは窓開き封筒、通知を送るための窓開き封筒の印刷費になります。

11節役務費、通信運搬費。こちらは確認書という通知書を対象者の方にお送りし、返送いただくための郵送料を計上しております。口座振替手数料53万9,000円。こちらはお一人お一人に給付金を振り込むための手数料となっております。

12節委託料72万6,000円。こちらはアクロシステム、うちの基幹システムの改修で、この事業の通知及び口座管理等をするためのシステム改修となっております。

最後に、18節負担金補助及び交付金1億6,900万円。こちらが現在推計の給付金総額となります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） それでは、企画財政課長からの歳入説明から、総務課長の給与明細に続けてください。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、予算書9ページをお開きください。

歳入でございます。

15款2項1目総務費国庫補助金1億7,390万3,000円の増額補正でございます。全額、調整給付金事業に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

歳入のほうは以上でございます。

○総務課長（石井 太君） 総務課、石井でございます。申し訳ありません。遅くなりました。

11ページをお願いいたします。11ページ給与費明細書でございます。

一般職、会計年度任用職員以外の職員につきまして、職員数等の変更はございません。給与費、職員手当50万円の増額でございます。歳出10ページ、先ほど税務課長が御説明いたしました職員の時間外勤務手当の増額によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

会計年度任用職員についてでございます。こちら職員数の変更はございません。給与費、報酬90万円と、共済費12万円、合計102万円の増額でございます。先ほど同様、歳出10ページの会計年度任用職員2名分の報酬と社会保険料の増額によるものでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 幾つかお尋ねをいたします。

まず、ちょっと一つ確認ですけれども、今回、調整給付額ということで1億6,900万円ということですが、これ自体が推計ということですが、所得税、あるいはこれ住民税も入るのかな、のところが金額が不足してくる分ということですが、推計のベースとなる、何ていうか、どういうふうに算定したのかというのをちょっと説明いただければありがたいなというのが一つです。

それから、もう一つは、今回、特例の措置というか、切上げをするということになっていると思うんですね。そういう意味では、大盤振る舞いというか、そういう言い方も失礼なのかもしれませんが、そういった形になると思うんですけども、対象者として4,900人ほどということになっておりますけれども、そうやって切り上げられた方というのは全体なのかどうなのかというのを教えていただければありがたいな。これも推計だから難しいのかもしれませんが。

それから、今回改めて説明がありましたように、通信運搬費ということで、確認書を送付して返送いただくと、いわゆる申請方式という形になるのかなというふうに思うんですけども、そのスケジュールは、この間、給付もそうでした、生活支援の給付関係もそうですけども、なかなか返送が返ってこないとかということもあって、期限があると思うんですが、期限のところも含めてどういった手順になっているのか、少し御説明、例えば、11月までですよとかと、あるいは送付は何月から始めてとかということも含めて、ちょっとそのスケジュール感を確認したいというふうに思います。

それからもう一つ、今回の定額減税ということですが、デフレ脱却という、そういう意味では、各個人に対する給付ではないということになるんですけども、例えば、12月31日 起算日で、1月以降に亡くなられた方でも、6月1日時点でそこにいた方は、亡くなられた方も給付の対象になるというふうな流れだと思うんですね。今回の定額減税というのは。要するに1月1日から12月31日までが対象期間になるので、それ以降、6月1日までに例えば亡くなられたとしても、給付対象としては、扶養家族としておられれば対象になってくるというのが今回の流れだと思うんですね。そういう意味ではちょっと分かりにくいところもあるということと併せて、例えば、定額給付のときみたいに、DV、ドメスティックバイオレンスとかで、住所は従来どおりだけれど、異動してきている人、そういった人たちに対する措置、相談窓口とかというのは、今回はどうされるのか、その説明をお願いしたいです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 大石課長。

○税務課長（大石 恵二君） 4点ほどいただいたと思いますので、1個ずつ申し上げます。

まず、給付金の推計ベースなんですけど、これが非常に複雑な話になります。なぜならば、政府が言っておりますように、減税は、令和6年度の住民税及び令和6年の所得税になります。住民税は、令和6年度6月にほぼ確定しておりますので、減税額も確定しております。

しかしながら、所得税というのは、今現在が6年ですので、給与担当者の方が減税分を引いて最終的な年末調整をするという流れが一方であります。ではなぜ6年の不足額ができるかというのと、推計を使ってくださいと。推計の方法なんですけれども、うきは市が行うのは、令和6年度の住民税の課税データ、これを国が提供します算定ツールというのがございます。そこにデータを入れ込んで、そこで吐き出すと、つまり所得税と住民税では、人的控除の額とかいろんなものが違ってまいります。そこを計算上、推計して、所得税額や可能額を比較して出すという、いわゆる推計6年分所得税、これを合わせて、円単位を1万円単位に切り上げて出ささいとなっております。

今、私ども、この1億6,900万円というのは、うちのほうのシステムのアクロシステムと似たようなシステムからエクセルに吐き出し、それを積み上げていったものですので、まだ、こう言っては申し訳ないんですけども、予算であります。今もう国のほうの推計ツールが完成しましたので、そこにデータを打ち込んで調整していくことによって、正確な個人ごとの金額、個人名が出るものと考えております。ベースとしましては、あくまでそういった推計になります。

続きまして、1万円単位に切り上げる人がどれだけおるのかということなんですけど、これはまだ個別には見ておりません。ただ、税額というのは御存じのとおり100円単位、税額控除が入れば円単位もあるんですけども、というのが多うございますので、かなり1万円単位ということは、切上げが多いんじゃないかなとは思っております。

次に、申請方式というスケジュール感なんですけども、今申しあげました国のシステムを使いまして一覧表は出るんですけども、先ほどここに予算で上げておりますシステム改修、結局、データは出来上がっても、それをシステムに打ち込みまして、個人個人のこういう計算でおたく様は幾らになりますといったような確認書を打ち出すシステムの改修に入っております。この改修がかなり、これは全国的なんですけども、遅くなっておりまして、大体8月の後半、下旬以降しかデリバリーができないのではないかとおわれておりますので、その辺りからになるかと思えます。

スケジュール感ということで、いつまでが申請期限かということなんですけども、一応国のほうは10月31日を目安として期限を切ってくださいと。ただ、事務の処理上とか、最終的には国への報告書の期限があるんですけども、その中である程度は後ろ倒していいということなので、その辺りを見込みながら、今検討しているところでございます。

最後に、対象者の話ですけども、扶養の方に関しては、今回、対象者は1月1日に、うちで住

民税を実際に課税した方が対象になりますし、そこでは、その前の日の12月31日の扶養の状況ですので、それは途中で亡くなられたりしても変わりはいたしません。

それと、先ほどDVとかの話もございましたけれども、こちらが今までの給付金とは違っていて、いわゆる1月1日現在、うちに課税権がある方、つまり課税権があって確定申告や給報が来てある方が対象ですので、仮に住所ということはないのではないかと思いますけれども、そちらのほうも申請書の対象者が分かった時点で対応を考えていきたいと思っております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（吉松 浩君） 市長公室長、吉松でございます。よろしくお願いいたします。

最後のDV対応の御質問の件です。今回ちょっと違和感を持たれたかもしれませんが、予算の部分につきましては、3款1項12目、いわゆる社会福祉費の中で予算計上させていただいております。一方、説明しましたのは税務課長ということになります。

実は、非常に今回、定額減税との関連性が高いということで、イニシアチブを取ってもらうのは税務課長のほうに行っていて、税務課の職員も業務に当たっていただくということになりますが、一方で、これまで様々な給付金を重ねて給付してきた福祉事務所のノウハウがございます。こちらの部分につきましても十分にノウハウを生かしながらということで、情報提供をいただきながら業務を行っていくという形でプロジェクトチームの形式を取るようになっております。この中で、例えば、今までの給付金の中でDV対応等が必要なケースにつきましては、同様な案件があるということも考えられますので、そういったところについては適切に対応できるものと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ちょっと分かりにくい説明ですけれども、それも仕方ないなというふうに伺いました。

ちょっと改めて確認ですけども、スケジュールのところですけども、そういう意味で言うと、8月いっぱいぐらい、システム改修も含めてかかるということは、確認書の発送自体は8月末から発送されるということのスケジュール感になるのかな。そして、10月末ぐらい、11月頭ぐらいかどうか分かんないですけど、そういったところまで検討しているというふうなことでありますけども、だとすれば、少し期間が短いと思うんですね、やり取りの期間が。そういう意味では、先ほどのところでも、扶養家族というのは、12月の年末調整のときに書類をそれぞれのところから提出されてます。だけど、その以降、さっき言ったように亡くなった方とか、それから別居されたとか、届出を出さずにもしている方、異動されてる方というのがあるという前提で、

そういう意味で質問させていただきましたけれども、そういったところで福祉事務所のノウハウを使ってということになるだろうと思いますけども、そういう意味では、まだ所得税に対してのうきは市のホームページ上はまだ案内、住民税のところは案内は出されてましたけども、所得税のところは出ていなかった。それはもちろん法人とかが多いからそうなんだろうと思うんですけど、その辺のところの細かい説明というのかな、そういったのはまたホームページ上で案内されるのかどうかということをちょっと最後確認したいと思います。そこ1点だけです。

○議長（江藤 芳光君） 大石課長。

○税務課長（大石 恵二君） まず、第1点目のスケジュール感ですけれども、おっしゃるとおり8月の下旬からを想定し、それによって期限も動きたいというところで、まだ何とも言えないところが事実でございます。

それと、説明が悪くて申し訳ありません。1日以降異動された方に関しましてですけれども、今回そのデータをつくるのは、1月1日現在の所得とか扶養者の人数を動かしませんので、そこは2日以降、例えば、扶養者の異動があっても関係ないということを申し上げております。

最後に、広報活動なんですけども、一応住民税の定額減税に関しましては、ホームページに掲載させていただいております。

なお、所得税に関しましては、特徴義務者様が今年は大変ですので、その件に関しましては、6月1日号の広報とホームページで、税務署さんからの依頼で上げております。今後、先ほど新たな令和6年度の新課税であったり、均等割のみ世帯及び私どもの調整給付といったものを表にしたようなものを8月1日号に出していく。また、その詳しい内容については、順次ホームページに出させていただく予定になっております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけちょっと教えていただきたいんですけど、9月の決算時期に、税金滞納者とか報告あるんですけど、そういった方への対応というのはどうなるのかちょっと教えていただきたい。

○議長（江藤 芳光君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） これに関しましてなんですけども、これは国の法律によって決まった制度でございます。滞納のあるなしはまず条件ではございません。数々の給付金が今までありましたけれども、それと同じように、この調整給付についても差押禁止財産というふうに法定されておりますので、その辺りは関係をさせないということで行っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めさせていただきます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号につきましては、委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第34号は可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩とします。10時35分から再開します。

午前10時21分休憩

午前10時35分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

日程第10. 議案第35号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第10、議案第35号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番、樋口隆三議員の退席を求めます。よろしくお願ひします。

それでは、説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 監査委員の選任でございますが、うきは市監査委員に樋口隆三氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。住所、生年月日、職業につきましては、記載のとおりでございます。御同意を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めさせていただきます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案を同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第35号は同意することに決しました。

それでは、ここで樋口隆三議員の入場を許可します。

日程第11. 意見第2号

○議長（江藤 芳光君） それでは、次に、日程第11、意見第2号教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出についてを議題といたします。

局長に朗読をさせます。

○事務局長（浦 聖子君） 意見第2号教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年6月18日。うきは市議会議長、江藤芳光様。提出者、うきは市議会議員、竹永茂美。賛成者、うきは市議会議員、高木亜希子、同佐藤裕宣、同熊懐和明、同中野義信、同野鶴修、同樋口隆三。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨説明を求めます。8番、竹永茂美議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、提案をさせていただきたいと思います。

先ほど請願を採択していただき、ありがとうございました。

それでは、意見書（案）の裏面と議員の皆様方には、先日6月12日、請願資料をお配りしておりましたので、これを使いながら少し説明させていただきたいと思っております。

御存じのように、小泉内閣によって、今まで2分の1だった国庫負担が3分の1になり、その分、各都道府県が交付金から支出しなければならないようになり、各都道府県は大変困っております。そのことに関しましては、資料の2枚目の裏に、全国市議会議長会も国の負担による学校給食費の無償化や教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度の堅持などの意見を多数上げております。

定数につきましては、諸外国の定数について一覧表をつけております。

それでは、意見書（案）を読ませていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が感染症分類で5類へと移行し一年がたち、日常生活・社会生活が元に戻ろうとしています。しかし、新型コロナウイルスが消えたわけではなく、学校現場ではこれからも新型コロナウイルス対策を講じながら、学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

また、学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、経済格差、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しています。

政府は、令和3年度より小学校では段階的に35人以下学級が措置しましたが、中学校は40人以下学級のままであります。それに加えて、外国語教育、国際理解教育、ICT教育推進に伴いタブレットが導入され、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担が2分の1から3分の1に引き下げられました。このことで、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

こうした観点から、2025年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

記。

1、小学校で2025年度完了する35人以下学級計画を中学校まで伸ばすなど、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年6月18日。福岡県うきは市議会。衆議院議長、額賀福志郎様、参議院議長、尾辻秀久様、内閣総理大臣、岸田文雄様、財務大臣、鈴木俊一様、総務大臣、松本剛明様、文部科学大臣、盛山正仁様。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。質疑なしでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

竹永議員、元にお戻りください。

お諮りします。意見第2号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、意見第2号につきましては可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付をいたします。

日程第12. 決議第2号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第12、決議第2号竹永茂美議員に対する問責決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、竹永議員の退席を求めます。

それでは、案件を局長に朗読させます。なお、決議（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（浦 聖子君） 決議案第2号竹永茂美議員に対する問責決議について。

上記の議案を、うきは市議会会議規則第14条第1項の規定により次のとおり提出する。

令和6年6月18日。うきは市議会議長、江藤芳光様。提出者、うきは市議会議員、野鶴修、賛成者、うきは市議会議員、熊懐和明、同伊藤善康、同佐藤湛陽、同中野義信、同岩淵和明、同

佐藤裕宣、同組坂公明、同樋口隆三、同高松幸茂、同高木亜希子、同権藤英樹。

提案理由。うきは市議会議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し、自ら進んでその高潔性を明らかにし、市民の代表として、その品位と名誉を害するような一切の行動を慎み、その職務に関し、市民に疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことを求められている。

しかしながら、今回の文書作成から配布に及ぶ一連の行動は、市民の信頼を失墜させる行動であり、うきは市議会基本条例第21条第1項及び第2項に抵触するものである。よって当該議員に対し、猛省し、事態の重大さを真摯に受け止め、議員としての責務を自覚されるよう強く求めるため、決議案を提出する。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 局長の朗読が終わりました。

それでは、提出者からの趣旨説明を求めます。7番、野鶴修議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 趣旨の説明ということであります。

竹永茂美議員に対する問責決議（案）ということで、この中に趣旨も書いておりますので、朗読をすることによって趣旨の提案とさせていただきたいと思っております。

うきは市議会は、市民から厳粛な信託を受けた市民全体の代表者及び奉仕者としての立場とその職責の重さを深く自覚し、法令及び条例を遵守し、高い倫理観を持って、市政の発展と住民福祉の向上に努めていかなければならない。

また、うきは市議会基本条例第21条第1項に「議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使する等、市民に疑惑を招くような行動をしてはならない。」と規定されている。同条項は、議員の市民の代表者としての高い倫理性を規定したものであり、「等」には影響力を不正に行使する場合だけでなく、広く政治倫理に反する行為が含まれるものというべきである。また、その規定の趣旨からすると、故意による場合だけでなく過失による場合も含むというべきである。

今回の文書作成並びに配布に関する一連の行動については、本人に故意的な感情はなかったものの、議員が行うべき職務分掌の範囲を超えているものであり、一般的に考えても、行政が行うべき職務に対する越権行為であることは明らかである。また、配布した文書についても、市役所の作成した文書や書式を切り貼りし、一見公文書と誤解される内容の文書となっている。その上、文書使用等についても、市役所の承諾・確認を取らず、勝手に使用している。さらには、「被災した市民と福祉事務所をつなぐのが目的であった。」と自身は発言しておりますが、実際の配布については、竹永茂美議員自身の発行する「議会広報」と社民党の福島みずほ氏の機関紙に折り込んで配布しており、明らかに自身の政治活動の一環として行ったものであり、市民に疑惑を持たれてもおかしくない行動であったと判断される。しかしながら、令和6年4月4日に開催した

議員政治倫理検証特別委員会で、竹永議員の聞き取り調査を行った中でも、本人は、今回の文書配布行動を反省するどころか自己主張を繰り返し、全く自身の行動が起こした事態の重大さを理解していなかったし、反省の色も認められなかった。

このことは、政治倫理検証特別委員会の調査が行われている最中においても、議長や議会事務局に断りもなく、無断で自身の弁明とも言える「意見書」を全議員に配布していることでも明らかである。これらの行動こそが、まさしく竹永茂美議員が倫理性に欠けていることを証明するものと言わざるを得ない。

よって、うきは市議会基本条例に基づき竹永茂美議員に対し、次のことを求める。

市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民の代表者としての品位と名誉を害するような一切の行動を慎み、その職務に関し、市民に不正の疑惑を持たれるおそれのある行動をしないこと。

その上で、竹永茂美議員は、猛省するとともに、自身の行った事態の重大さを真摯に受け止め、うきは市議会議員としての責務を自覚されるよう、うきは市議会は強く求める。

以上、決議する。

令和6年6月18日。うきは市議会。ということで、これが理由というふうになっております。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

自席へお戻りください。

それでは、お諮りします。決議第2号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、決議第2号につきましては可決することに決しました。

ここで、竹永議員の入場を許可いたします。

それでは、竹永議員、私のほうを直視してください。

ただいま、竹永議員に対する猛省を促すとする問責決議が全会一致で可決されましたので、この席から告知します。

竹永議員に申し上げます。今回の事件においては、弁護士立会いの上で行われた議員政治倫理検証特別委員会の報告書及び竹永茂美議員に対する問責決議書を熟読し、今後このようなことが一切二度とないように自分自身と向き合い、そして、立場と職責を自覚していただきたいと思っております。申し上げます。

以上です。

日程第13. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第13、諸報告を行います。

議員のみに配付をいたしております。市外からの陳情は、お手元に配付のとおりとなっております。御覧いただきますようお願いいたします。

日程第14. 閉会中の調査の申出について

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、閉会中の調査の申出についてを議題といたします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申出があっております。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りします。本会議において決議されました案件で、条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定いたしました。

ここで市長から挨拶の申出があっておりますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、令和6年第2回市議会定例会の閉

会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

6月7日から本日までの12日間、開催をいたしました第2回うきは市議会定例会におきまして、予算の制定や改正、補正予算などにつきまして、議員の皆様には、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

また、本定例会におきましては、複数の議案を追加提案するなど、議員の皆様には大変御面倒をおかけしたことを深くおわびを申し上げます。おかげをもちまして、全議案御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。御審議の際いただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり心して務めたいと存じます。

さて、九州北部では、昨日、梅雨入りしたと見られると発表があり、統計開始以来4番目に遅い梅雨入りとなっております。これからの時期、毎年のように大雨による災害が全国各地で発生しており、昨年は、うきは市におきましても記録的な大雨となり、山間部の土砂崩れ、建物や農地等の浸水被害など、甚大な被害が発生いたしました。防災体制の確認も含め、5月26日に筑後川大石分水路で大規模な総合防災訓練を実施したところであります。議員の皆様におかれましても、引き続き地域住民への情報提供や安全確保のための取組に御協力のほどよろしくお願いいたします。

結びに、7月14日の任期満了をもって市長を退任いたしますが、議員の皆様には、これまで12年間大変お世話になりました。退任後は、1人の市民として関わりながら、ふるさとうきは市の発展を見守ってまいりたいと思います。うきは市のさらなる発展と皆様の御健康、御多幸をお祈り申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とお礼の言葉とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。そして、ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） お知らせです。9月の定例会の開会日は、9月6日金曜日開会を予定しておりますので、報告いたしておきます。

これをもちまして、令和6年第2回うきは市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時59分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 藤 芳 光

前副議長 野 鶴 修

署名議員 岩 淵 和 明

署名議員 熊 懷 和 明